

<策定の趣旨>

- ◎ 福島県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方、全体像及び取組を明記した新たな計画を策定。

- ・子どもや家庭への様々な支援について、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現する取組を行う。
- ・在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援を網羅し、一体的かつ全体的な視点を持って取り組む。

